

労働保険手続きについて（重要）

◎こんな時にご連絡ください

- ① 会社名・代表者名・事業所所在地の変更・法人成・・・など、事業所の情報に変更があるとき
 - ② 雇用保険を事務委託している事業所で、
 - ・被保険者の異動（雇い入れ、退職、転勤、役員就任、死亡等）があったとき
 - ・被保険者が育児・介護休業を取得したとき
 - ・被保険者が60歳になったとき
 - ③ 特別加入者の追加・脱退
 - ・新たに特別加入を申請するとき・加入者の異動・脱退など特別加入者の変更があったとき
- ※給付基礎日額の変更は年度が変わるとき以外は原則できません。
※原則、さかのぼっての加入・脱退ができないため、希望日より前に手続きが必要です。
※法人の場合は登記簿謄本の写しを添付してください。

◎建設業の事務労災について

建設業を行う事業所で、工事現場以外での業務（営業や事務）を行う労働者（家族従事者・法人の役員は除きます）がいるときには、事務労災に加入する必要があります。

「家族従事者以外の事務員・営業担当等がいるのに現場労災にしか加入していない」

「今まで事務員がいなくて現場労災のみだったが、新しく事務員を雇った」

…などの場合は、必ずご連絡ください。

注）未加入のときに労災事故が発生した時には、現場労災と同様に保険料の徴収、費用徴収制度があります。

◎労働災害補償特別加入制度（中小事業主等）について

労働災害特別加入制度（中小事業主等）は、労働災害補償特別加入制度（中小事業主）は、労働者を常時使用する事業主、家族従事者、法人の役員等が加入できる制度です。

★労働者を常時使用（※年間100日以上雇用）していない事業主は中小事業主としての加入ができません。特別加入の脱退の手続きが必要になります。

※給付が下りるのは、労働者と同様の労働時間・残業時間・休日出勤時間や勤務内容に基づく加入申請していた部分となります。労働者がいない状態が長く続いているのに加入をしていた、また特別加入者のみが行う労働者性のない業務（例：関連会社との会合・接待等）のみで加入していても、実際に労災が起きたとき認定が下りない場合があります。

変更があった際には手続きをしませんと、万一の事故の際に労災保険では補償されない場合があります。
お早めにご連絡・ご相談ください

【お問合せ】

天童商工会議所 中小企業相談所

TEL：654-3511 FAX:654-7481